

# 岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領

[平成24年3月23日 環政第755号、林第795号]

[一部改正 平成25年4月1日 自然第63号、恵森第6号]

[一部改正 平成26年9月1日 自然第383号、恵森第266号]

[一部改正 平成28年3月24日 自然第708号、恵森第601号]

## 第1 趣旨

この要領は、清流の国ぎふ市町村提案事業の実施について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 事業実施方法

この事業は、清流の国ぎふ森林・環境税の趣旨に則し、市町村が自ら企画立案して実行する事業案又は複数の市町村が共同で特定の森林・環境政策課題に基づき提案して実行する事業案を募集し審査・選定のうえ適当と認める事業について、要綱に基づく補助金を交付し、その事業を支援するもの。

## 第3 提案事業の対象条件

提案事業の対象条件は、次に掲げる条件に合致することとする。

- (1) 住民に分かりやすく、住民の目に見える形で結果を出せる事業であること。
- (2) 新たに実施していくべき施策、今後拡充していくべき施策を図るものであり、既存事業の財源不足を補うものでないこと。
- (3) 事業の目的が市町村の森林・環境施策に合致していること。
- (4) 他の公金による補助金、負担金その他の交付を受ける事業でないこと。
- (5) 本来、市町村が行うべき施設の修繕や維持管理に該当する事業でないこと。
- (6) 特定の者の財産形成に直接寄与するものでないこと。
- (7) ハード整備事業については、各施工箇所にPR看板を設置することとし、看板の様子は市町村の裁量とする。

## 第4 補助対象となる事業分野及び補助率

補助対象となる事業分野及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象となる事業分野	補助対象となる事業分野の考え方	補助率等
1 環境保全を目的とした水源林等の整備	荒廃が懸念される水源林や溪畔林、山地災害防止のために重要な森林の公益的機能の保全を目的とし、地域課題の対応につながる森林の整備を行う場合に、当該事業に要する経費について助成する。ただし、要綱別表第1に掲げる補助対象事業メニューの採択要件に合致しない事業内容とする。	【補助率】 10/10以内 【補助金上限額】 5,000千円/事業 【補助金下限額】

	<p><b>【補助対象経費】</b>          共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金</p> <p><b>【事業の例示】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の保全や水量の安定確保を図るために必要な水源林や溪畔林の整備</li> <li>・生物多様性の維持・回復を図るために必要な溪畔林の整備</li> <li>・野生動物の生息環境を改善するための奥山林の整備</li> </ul>	500千円／事業
2 里山林の整備・利用の促進	<p>荒廃が懸念される里山林の公益的機能の保全を目的とし、地域課題の対応につながる里山林の整備・利用を行う場合に、当該事業に要する経費について助成する。ただし、要綱別表第1に掲げる補助対象事業メニューの採択要件に合致しない事業内容とする。</p> <p><b>【補助対象経費】</b>          共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金</p> <p><b>【事業の例示】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村森林整備計画対象外の森林や竹林の整備</li> <li>・里山林の資源を有効活用するうえで必要となる基盤整備</li> </ul>	<p><b>【補助率】</b> 10／10以内</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 5,000千円／事業</p> <p><b>【補助金下限額】</b> 500千円／事業</p>
3 生物多様性・水環境の保全	<p>生物多様性・水環境の保全に資する事業を行う場合に、当該事業に要する経費について助成する。ただし、要綱別表第1に掲げる補助対象事業メニューの採択要件に合致しない事業内容とする。</p> <p><b>【補助対象経費】</b>          共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金</p> <p><b>【事業の例示】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民協働による生物多様性・水環境の保全</li> <li>・生物多様性・水環境の保全を担う人材の育成</li> </ul>	<p><b>【補助率】</b> 10／10以内</p> <p><b>【補助金上限額】</b> 5,000千円／事業</p> <p><b>【補助金下限額】</b> 500千円／事業</p>
4 公共施設等における県	<p>公共施設等における県産材の利用、木質バイオマス利活用する場合に、当該事業に要する経費について助成する。ただ</p>	<p><b>【補助率】</b> 1／2以内</p>

産材の利用促進	<p>し、要綱別表第1に掲げる補助対象事業メニューの採択要件に合致しない事業内容とする。</p> <p>1 公共施設等における県産材の利用</p> <p><b>【補助対象経費】</b>  工事請負費、備品購入費、補助金  (ただし、工事請負費のうち、建築工事費(電気、設備工事等を除く)、内装木質化工事については、木工事にかかる工事費を対象とする。)</p> <p><b>【事業の例示と県産材の使用条件】</b></p> <p>①県産材を利用した公共施設、工作物等の整備  (県産材の使用条件)  ・使用する木材は、原則として「ぎふ証明材」とすること</p> <p>②県産材を利用した公共施設の内装木質化  (県産材の使用条件)  ・使用する木材は、原則として「ぎふ証明材」とすること</p> <p>③県産材を利用した備品の購入  (県産材の使用条件)  ・使用する木材は、原則として「ぎふ証明材」とすること</p> <p>④木製遊具等を導入する場合は、製品の安全性を確保し、適正に管理すること</p> <p>2 木質バイオマス利活用</p> <p><b>【補助対象経費】</b>  共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金</p> <p><b>【事業の例示】</b></p> <p>①木質バイオマス利用推進のための仕組みづくり</p> <p>②公共施設等における間伐材等未利用材の活用機材、利用施設を整備 など  (県産材及び燃料の使用条件)  ・利用する木材及び燃料は、県内に所在する森林から生産されたものに限ること。</p>	<p><b>【補助金上限額】</b>  5,000千円/事業</p> <p><b>【補助金下限額】</b>  500千円/事業</p> <p>間接補助事業については、当該経費の10分の10以内の額。ただし、当該事業経費の2分の1を限度とする。</p>
5 地域が主体となった環境保全活動の促進	<p>森や川の価値や森づくり・川づくりの重要性について理解と関心を高め、地域住民の共有の財産である森や川を社会全体で支えていく地域住民協働で取り組む森づくり・川づくりにつながる活動を行う場合に、当該事業に要する経費について助成する。ただし、要綱別表第1に掲げる補助対象事業メニューの採択要件に合致しない事業内容とする。</p>	<p><b>【補助率】</b>  10/10以内</p> <p><b>【補助金上限額】</b>  5,000千円/事業</p> <p><b>【補助金下限額】</b>  500千円/事業</p>

	<p><b>【補助対象経費】</b>          共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、          使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、          補助金</p> <p><b>【事業の例示】</b></p> <p>①地域住民参画の促進のための森づくり・川づくり活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森や川の重要性や森づくり・川づくりの取組内容を広く地域住民へ情報発信する活動及び地域住民が身近な森や川として主体的に森づくり・川づくりに参加することができる活動</li> </ul> <p>②次世代健全育成のための森づくり・川づくり活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代に引き継ぐ森づくりや川づくりを進めるため、多くの地域住民が森や川と触れ合うことができる環境づくりや森や川に親しめる環境づくりの推進</li> </ul>	
--	---	--

## 第5 事業の実施申請

- 1 事業の実施申請は、清流の国ぎふ市町村提案事業実施申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）を添付（以下「実施申請書等」という。）して行う。
- 2 実施申請書等は、所管する農林事務所に2部提出するものとする。
- 3 農林事務所長は、事業の実施申請を行う市町村に対し指導・助言を行うことができる。
- 4 事業の実施申請の時期は、別に定める。

## 第6 事業の審査、選考

- 1 実施申請書等の審査は、別に定める審査要領に規定する審査会が行う。
- 2 知事は、審査会の審査結果に基づき、予算の範囲内において事業を選考し、その結果を選考結果通知書（様式第3号）により通知する。
- 3 知事は、前項の選考結果について公表するものとする。

## 第7 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付申請は、要綱第4条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類の欄に定める「岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画書（様式第2号）
  - (2) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

## 第8 事業計画の変更等

- 1 市町村は、補助金交付決定通知書を受けた後に、要綱別表第2に掲げる変更を行うときは、要綱

第5条第4項に規定する承認申請書（要綱第3号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
  - (2) 補助金交付決定通知書の写し
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 要綱別表第2の事業の内容の変更欄に掲げるその他この要領に定める変更は、次のとおりとする。
- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く）
  - (2) 補助金の額の増額変更
- 3 知事は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、計画変更承認通知書（様式第5号）により通知する。

## 第9 補助金の変更交付申請

- 1 市町村は、補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金の額に変更が生じたときは、速やかに、補助金変更交付申請書（様式第6号）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
- (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
  - (2) 補助金交付決定通知書の写し
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

## 第10 事業の着手

- 1 事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。ただし、やむを得ない場合は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手することができる。
- 2 市町村は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（様式第8号）を、知事に提出しなければならない。ただし、林政部所管の事業にあつては、正副各1通を農林事務所を経由して提出するものとする。

## 第11 広報の実施

- 1 市町村は、事業の実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するとともに、参加者又は事業の実施場所周辺の住民等に対して周知に努めるものとする。
- 2 市町村は、事業の目的、内容及び効果について、当該市町村の広報紙に掲載する方法により、補助金の交付決定から清流の国ぎふ森林・環境基金事業実績報告書の提出までの間に1回以上、広報を行うものとする。ただし、当該方法及び期間による広報が困難と認められる場合は、知事と協議の上、その他の広報媒体を活用する方法により行うこと又は異なる期間に行うことができる。

## 第12 実績報告等

- 1 実績報告は、要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県清流の国ぎふ市町村提案事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
- (1) 事業実施報告書（様式第9号）

(2) 当事業で購入した単価5千円以上の物品（補助対象経費で購入した物品に限る。）がある場合は、用器具等管理台帳（様式第10号）

(3) 第11第2項の規定による、当事業についての広報媒体等

3 知事は、第1項の規定による事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第11号）により通知する。

### 第13 事業の検査

1 事業の実施において、事業の実施状況その他の検査を行う必要があるときは、事業の実施場所を所管する農林事務所長又は事業を所管する所属の長が指定する職員（以下「検査員」という。）により行うものとする。

2 検査員は、前項の検査を行ったときは、検査確認書（様式第12号）により、報告するものとする。

### 第14 その他

1 知事は、事業の実施にあたり、必要に応じて現地の調査等を実施する。

2 知事は、事業推進上必要と認めるときは、市町村に対して報告を求めることができる。

3 知事は、実績報告の内容の全部又は一部を公表することがある。

4 この要領に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成25年4月1日 自然第63号、恵森第6号）

この要領は、平成25年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成26年9月1日 自然第383号、恵森第266号）

この要領は、平成27年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成28年3月24日 自然第708号、恵森第601号）

この要領は、平成28年度予算に係るものから適用する。